

審 査 基 準

令和3年11月1日作成

法 令 名	： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項	： 第10条の2第1項
処 分 の 概 要	： 特例風俗営業者の認定
原 権 者	： 大分県公安委員会
法 令 の 定 め	： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第10条の2第2項（認定申請の手続） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令第5条（特例風俗営業者の認定申請書の添付書類） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第24条（特例風俗営業者の認定の基準）及び第25条（特例風俗営業者の認定申請の手続）
審 査 基 準	： 法第10条の2第1項第2号の「受けるべき事由が現に」ある場合とは、いまだ処分をするには至っていないものの、処分をするに足りる事由を大分県公安委員会が認知していることをいい、例えば、処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前又はその途中で認定の申請がなされた場合等が当たる。
標 準 処 理 期 間	： 別紙のとおり
申 請 先	： 当該申請に係る営業所の所在地を所轄する警察署の生活安全関係事務担当課
問 合 せ 先	： 大分県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係（電話097-536-2131） 当該申請に係る営業所の所在地を所轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備 考	：

別紙

特例風俗営業者の認定については、認定対象の営業所の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

記

目安となる期間～申請に係る営業所の実態調査を行った日から30日（うち経由期間20日）（行政庁の休日を除く。）